

# 扶養と厚生年金 要点簡単まとめ

## -図解で分かりやすく

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

# 扶養と厚生年金 要点簡単まとめ

## 1 配偶者が厚生年金に加入している場合

### 第3号被保険者とは？

- 厚生年金保険の加入者（第2号被保険者）に扶養されている**20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります**。第3号被保険者は、自身で国民年金保険料や厚生年金保険料を納める必要はありません。
- この保険料は、**厚生年金制度全体で負担されるため、個別に納付する必要はありません**。年金額の計算においては、**保険料納付済期間として扱われる**ため、年金の受給資格を満たすことができます。

### 扶養の条件

第3号被保険者となるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- **配偶者が厚生年金保険（第2号被保険者）に加入していること**
- **自身の年収が130万円未満であること**（勤務先の健康保険組合によっては106万円未満の場合もあり）
- **国内に居住していること**

## 2 配偶者以外を扶養にする場合

- 配偶者以外（親や子など）を健康保険の扶養に入れることは可能ですが、**年金制度には「扶養」という概念はありません**。そのため、**被扶養者が20歳以上60歳未満の場合、国民年金の第1号被保険者として保険料を自分で納める必要があります**。
- 親や子を扶養に入れた場合でも、**年金の保険料負担が免除されることはありません**。

## 3 扶養に入るメリット

### 1 保険料の負担軽減

- 第3号被保険者の場合、**自身で年金保険料を納める必要がない**ため、**経済的な負担が軽減**されます。
- 健康保険の扶養にも入ることで、**健康保険料もかかりません**。

### 2 将来の年金受給

- **保険料を納めていなくても、年金額の計算上は「保険料納付済期間」として扱われる**ため、年金の受給資格（最低10年の加入期間）を満たしやすくなります。
- ただし、**第3号被保険者の期間は国民年金（基礎年金）のみの加入**となるため、厚生年金に比べて**将来の年金額は少なくなる**可能性があります。